

業 務 仕 様 書

1. 紀北町営火葬場 浄聖苑の残骨灰置場（以下「置場」という）に収められている残骨灰を年2回以上収集すること。ただし、置場の残骨灰が相当量に達した場合は、その都度収集するものとし、最終の収集は3月末頃とする。
2. 契約締結後、残骨灰の収集容器等（灰等が飛散しないもので、袋形状も可能とする。）1年分を甲に提供すること。
収集容器等は出来る限り再利用が可能なものとする。
3. 収集終了後は、置場を清掃・整理すること。
4. 収集した残骨灰は納骨場所へ運搬し納骨処分すること。
なお、納骨先は事前に甲へ報告すること。
5. 収集及び運搬の際は、残骨灰が飛散しないよう措置すること。
6. 収集及び運搬の際は、紀北町営火葬場 浄聖苑の運営に支障をきたさないよう配慮すること。
7. 残骨灰等の取扱いは、丁寧を旨とし、不敬にわたることのないようにすること。
8. 残骨灰の発生量は以下のとおりであるが、増減が生じた場合においても委託金額の変更はしないものとする。

火葬実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人 体	163	178	177	164	192
動物(犬・猫等)	67	65	64	73	87
合 計	230	243	241	239	279

※備考

人体に係る残骨灰については、その相当量は持ち帰られている。